

第1回高根沢町景観計画策定委員会 議事録

【司会 都市整備課長】

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから、第1回高根沢町景観計画策定委員会を始めさせていただきます。
本日、司会を担当させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、開会にあたり、高根沢町長の高橋克法よりごあいさつ申し上げます。

【高根沢町長 高橋 克法】

第1回高根沢町景観計画策定委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、公私ともお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、本委員会の委員を快くお引き受け頂き、心より感謝申し上げます。

私ども、高根沢町には、広大な田園地帯、里山、牧場などの自然景観、屋敷林に囲まれた家々が点在する農村集落の景観、宝積寺駅及び駅東口のちよっ蔵広場といった建築物の景観、台新田展望台や元気あっぷむらから眺望できる山並み景観がございます。どれを採りましても、高根沢町ならではの景観であり、現在や将来の町民共通の貴重な資産です。

こうした景観を保全するために、高根沢町では、平成20年3月に景観法に基づく景観行政団体になり、これを受けて、現在、高根沢町の景観の将来像を展望し、そこで暮らす人々の生活の質の向上につながる景観まちづくりを進めるための基本的な計画であります「景観計画」の策定をしております。

委員の皆様におかれましては、各分野で培われた豊富な経験や知識を活かしたご意見を賜りたいと考えていますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、経済の発展と景観というものは、何も対立する概念ではないこと、景観という公共財を守ることによって個人の幸せもより増進することができる、そういった意識の転換こそが、大げさになりますが、この国を滅ぼさないで持続させるための最大の考え方ではないかと、最近特に感じているところです。

景観については、3年前に事務当局に指示し、十分な研究を事務当局では行って参りまして、今日の景観計画策定委員会に辿り着いたわけでございます。どうぞ、そのような思いをお汲み取りいただきまして、ご指導賜りますように心からお願い

を申し上げます。

本日はありがとうございます。

【司会 都市整備課長】

ありがとうございました。

続きまして、今回は初めての委員会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

橋本 和彦 様 社団法人全日本土地地区画整理士会栃木県支部まちづくり専門家で、元栃木県都市計画課長でいらっしゃいます。

小林 伸 様 元高根沢町建設産業部長でいらっしゃいます。

永井 護 様 宇都宮大学工学部建設学科教授でいらっしゃいまして、栃木県都市計画審議会会長、小山市地域公共交通会議委員、日光市中心市街地活性化協議会委員などを勤めていらっしゃいます。

三橋 伸夫 様 宇都宮大学工学部建設学科教授でいらっしゃいまして、栃木県マロニエ建築・景観賞審査委員長、栃木県景観アドバイザー、ふるさととちぎ21活性化塾アドバイザー、宇都宮市まちづくり交付金評価委員会委員などを勤めていらっしゃいます。

大庭 晋 様 株式会社隈研吾建築都市設計事務所主任技師でございまして、隈研吾氏とともにちよっ蔵広場の設計に携わった方でいらっしゃいます。

栃村 克彦 様 株式会社アイデクト代表取締役でいらっしゃいまして、高根沢町商工会青年部顧問で、屋外広告物の設計製作などを行っている会社を運営されています。

本日欠席になっておりますけれども、熊倉 雄一 様 栃木県県土整備部都市計画課長でいらっしゃいますが、本日は欠席でございます。代理といたしまして、寺崎様が出席していらっしゃいます。

鷹觜 芳男 様 東京電力株式会社宇都宮支社地域渉外担当でいらっしゃいます。

阿久津 孝行 様 東日本旅客鉄道株式会社宝積寺駅長でいらっしゃいます。

関 裕 様 東日本電信電話株式会社栃木支店長でいらっしゃいます。

笠倉 正矩 様 住民代表で、高根沢町区長会会長でいらっしゃいます。

鈴木 孝延 様 住民代表で、高根沢町区長会副会長でいらっしゃいます。

みなさまどうぞよろしくお願いいたします。

【高根沢町長 高橋 克法】

よろしくお願いいたします。

(これにて高橋町長退席)

【司会 都市整備課長】

ここで、事務局員の紹介をさせていただきます。

私、先ほど申し上げましたとおり、都市整備課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

同じく都市整備課都市整備担当リーダーでございます。

同じくサブリーダーでございます。

同じく都市整備担当でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員会資料につきまして、皆様のお手元にお配りしておりますけれども、資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございまして、高根沢町景観計画策定委員会設置運営要綱、委員名簿、高根沢町景観計画策定委員の役割について、景観計画案、高根沢町景観計画案の概要説明、高根沢町景観計画・景観条例策定スケジュールでございます。

以上の書類でございますが、何か不足しているものがありますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、初めての会合でございますので、高根沢町景観計画策定委員会設置運営要綱について簡単にご説明いたします。

まず、第1条であります。設置ということで高根沢町景観計画策定検討会議が策定した景観計画案につきまして、総合的かつ専門的な検討及び協議をするために、策定委員会を設置したものでございます。

第2条につきましては、委員でございまして、委員全員で12名以内ということですが、学識経験者2名、専門的知識を有する者2名、行政機関及び民間企業の職員4名、町民代表2名、以上12名ということになっております。

第3条が、委員長及び副委員長でありまして、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任するといった内容が書いてございます。

第4条につきましては、定足数及び表決数ということで、委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないというような内容でございます。

第5条につきましては、委員会は、委員長が必要と認めたときに開催し、委員長が議長になるといった内容でございます。

第6条につきましては、期間及び任期でございまして、委員会の設置期間は、景観計画の策定が完了するまでということでございます。任期につきましても、策定が完了するまでというような内容でございます。

第7条につきましては、会議の公開についての内容でございます。

第8条につきましては、委員会の傍聴ということで、10名以内であれば傍聴できるというような内容でございます。

第9条につきましては、議事録でありまして、委員長は次に掲げる事項を記載した議事録を作成するといった内容でございます。委員長が指名する議事録署名人、また記載する内容でございます。

第10条は事務局ということで、事務局を都市整備課内に置くというものでございます。

その他11条につきましては、委員会の設置運営に必要な事項は、委員長が別途定めるといった内容でございます。

附則といたしまして、平成21年6月16日から施行するといった内容でございます。

続きまして、「高根沢町景観計画策定委員の役割について」、説明させていただきます。

要綱の中にもありましたように、高根沢町景観計画策定検討会議が作成した景観計画案について、「総合的かつ専門的な検討及び協議を行うため」に設置したものです。今回12名の委員の皆様にお集まりいただいておりますけれども、このようなことで次第になっております。

今回の計画案につきましては、栃木県景観アドバイザーにアドバイスを受けながら、都市整備課で素案を作成いたしまして、町の内部機関である高根沢町景観計画策定検討会議に諮って修正したものでございます。

先ほど町長からも申し上げましたとおり、皆様の豊富な経験や知識を活かしたご意見を賜りまして、よりよい景観計画にしたいと考えておりますので、どうぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、これから委員会を始めるわけでございますけれども、今回が初めての

委員会でございますから、まだ委員長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては、委員長が決定するまで、この間仮議長を選任し、議事を進行してまいりたいと考えます。仮議長の選任につきまして、誠にせん越ではございますが、事務局に一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員全員】

よろしく申し上げます。

【仮議長】

それでは、ご了承いただきましたので、誠にせん越ではありますが、私を仮議長といたしまして、委員長の選任を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、先程説明しましたが、要綱第3条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員の互選により選出することになっております。そこで、選出方法として委員の皆様からどなたか適当な方がいらっしゃれば、推薦していただければ、大変ありがたいと思っておりますが、どなたかいらっしゃればご推薦していただきたいと思っております。

【委員】

仮議長の方で案を持っていらっしゃいませんか。

私どもの考え方ですと、こういう専門的なものでありますので、専門的な方をお願いできればと思っております。三橋先生を委員長に、都市計画に詳しい橋本和彦さんを副委員長にお願いできればありがたい、と考えております。

【仮議長】

ありがとうございます。

事務局としては特に案を持っていませんでしたけれども、先程委員からご発言がありましたとおり、三橋先生を委員長に、橋本委員を副委員長にとのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

【委員全員】

ぜひ申し上げます。

【仮議長】

よろしいですか。ありがとうございます。

異議がなければ、三橋伸夫様を委員長に、橋本和彦様を副委員長に選任いたします。これにて委員長及び副委員長の選任は終了しましたので、この後、委員長の進

行により、会議の進行をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員長】

ただいま高根沢町景観計画策定委員会の委員長に指名されました三橋でございます。就任にあたりましてひとことご挨拶申し上げたいと思います。

実は、この委員会の委員になるということで、景観計画の基になっている平成16年12月に施行されました景観法の前の方の条文をざっくりとですが、景観とは何かということですね。皆さんご存知かと思うのですが、あまりはっきり書いていないんですね。良好な景観は、例えば地域の歴史とか、自然とか、こういうものを主体的に形成されてきたものだ、このような解釈できたわけです。では、良好な景観はいったい何かということと必ずしも書いてはいない。それから、今後の日本の、あるいは栃木県高根沢町の将来を考えると、良好な景観というものは、地域の活性化のためにはなくてはならないものであるとか、そういうことも書いてはありますが、では良好な景観とは何かということ明確には書いていない。ということで、これはおそらくですが私が考えるに、景観というのはその地域ごとで、これがこの地域の良好な景観である、あるいは守るべき景観であるということそれぞれの地域で考える。こういう趣旨なんだと。つまり景観法の中で、良好な景観とはこういうものなんだと書いてしまうと、そのとおりに合わせていかななくてはならないということになってしまうので、そこまでは踏み込んでいない。そういうふう考えている次第なのですが、そういう意味でこれから皆様方にお知恵を絞って検討していただく高根沢町の景観計画というのは、町の歴史、自然、それから文化、特に、先程、町長さんのお話の中では、最初に出てきた言葉がですね、農村の水田及び屋敷林といった風景であるという話でしたので、高根沢町の景観としてまず謳うのは散居村が基本かなと思うんですね。ただそうは言っても、宇都宮市に隣接するというので、都市化が進んできて、この役場周辺でも、都市的な集積も大きなものがある。そういう意味で、都市的なまちもあり、かつ農業のみならず商業、工業、こういう産業的なバランスという中で、プランの考え方をどういう形で整理していけばよいかということ景観の面で検討するということが、この計画ではないかと思えます。

ただ、この景観というのは、行政だけが議論して計画を作ってもほとんど意味がないのであって、この地域の暮らし、生産に励んでいらっしゃる関係者の方々

の合意を図り、なおかつ景観の保全とか形成に参画していただく。共に創っていくという姿勢が極めて重要なわけですし、ぜひとも一緒に創っていくということについてもですね、この計画の中にできるだけ無理のない形で実行可能な形で盛り込んでいけたらいいなど、このように思っているわけでございます。

私自身はそれほど経験が豊富だというわけではありませんが、何度かまちづくりの面でお手伝いをしたこともございまして、委員長を引き受ける形になりましたが、皆様のご協力がありませんと、なかなか難しいと思いますので、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

では、早速ですが、この議事次第にしたがって、議事を進めて参りたいと思っておりますが、まず事務局の方でご説明いただきました高根沢町景観計画策定委員会設置運営要綱第9条第2項の規定で、議事録署名人を委員長が指名するという事になってるので、本日第1回ですが、本日の議事録署名人として、委員お二方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【委員全員】

お願いします。

【委員長】

それでは、異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名人をお願いしたいと思います。

よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、先程確認されましたお手元の資料の景観計画案につきまして、ご説明を事務局からお願いするわけですが、初めてのことでありますし、各章ごとに区切ってご説明を受けて、その都度ご意見をいただきたいと思います。もちろん、後で質問されることもかまいませんが、とりあえず区切らせて進めさせていただきます。

それでは、まず、高根沢町景観計画案の概要説明というところにつきまして、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、景観計画案の概要について説明をさせていただきます前に、こちらの目次をご覧になっていただきたいと思います。

本日皆様に審議していただく内容は、「第1章 景観計画策定にあたり」と「第2

章 景観計画の区域」、「第3章 良好な景観の形成に関する方針」の3つでございます。残りの4、5、6、7とありますが、これらは次回以降ということになりますけれども、第4章を次回の委員会にと考えています。その後あと2回委員会を開催して審議していただきければと我々としては考えていますので、よろしくお願いいたします。

では、まず「第1章 景観計画策定にあたり」を説明させていただきます。こちらの景観計画案を基に説明するのも難しいですし、時間もかかりますので、私どもの方でこちらの「高根沢町景観計画案の概要説明」を作成しましたので、こちらを基に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。今、委員長からも説明もありましたが、景観法制定の背景とその目的についてです。我々の子供の頃は、高度経済成長ということでモノをたくさん受け入れてきた時代でした。いわゆる物質的な豊かさこそが豊かさの価値観ではなかったと思います。ですが、バブル崩壊を経て、皆様の考え方、経済的なものが満たされてきますと、それだけではないのではないのか。もっと言えば、心の豊かさやゆとりが必要なのではないのかという意識が芽生えてきているのが、ここ数年の傾向ではないかと思われま。このようなかで平成16年に制定された法律が景観法であります。

それでは、景観計画とは何かということになりますが、ここにいらっしゃる皆様の中にはご存知の方もいらっしゃると思いますが、改めてご説明をさせていただきます。景観計画というのは、景観法に基づく良好な景観形成を実施するための計画のことです。景観計画を作るには、景観行政団体になることが必要になりますが、高根沢町では平成20年3月31日に景観行政団体になっております。景観計画の特徴ですが、景観といいますと都市景観をまずイメージされる方が多いと思いますが、先程委員長もおっしゃいましたとおり、農村の景観も景観法の対象であり、他にも山であったり、公園であったり、河川も景観法の対象になっています。つまり、景観というのは守備範囲が広いものだという事です。景観計画は、区域内の建築物に関して届出・勧告による規制を行うことができるようになります。地域の個々の特性を活かした規制内容を定めることもできるようになります。もし、景観計画の区域の中で周囲の景観に合わないような建築物ができた場合には、形態や色彩、意匠などに関する変更命令を出すことが可能になります。いわゆる強制権があるということです。景観計画を策定するのは町ですが、変更の提案については、住民の

も皆さんからしていただくことができるようになっていきます。ですから、皆様の中に、私たちの地域は違った規制をかけて景観形成をしていきたいとご提案があれば、合意形成を図った結果、皆様がやっていきたいということであれば、計画の変更も可能になるということです。また、景観重要建造物、これは後日ご審議いただくこととなりますが、こうしたものについては建築基準法の建ぺい・容積率の規制緩和が可能になります。予算、税制上での支援措置についても、財政上の問題があるのですぐにできるというわけではありませんが、講じることが可能になることもあります。

今回の高根沢町景観計画をどのように策定していくかについてご説明いたします。先程町長からも説明がありましたが、高根沢町の主たる景観とは田園であります。ですから、田園であったり、昔ながらの里山であったり、御料牧場に代表されるような牧場といった自然の景観、それから屋敷林に囲まれている家々、先程散居村と言われましたけれども、そういった農村集落の景観、これらが高根沢町の主たる景観ということになります。近年では、駅周辺整備事業ということで、宝積寺駅、東西連絡通路、ちよっ蔵広場などができましたけれども、そのような建築物の景観というものもあります。さらには町の東側になりますが、台新田展望台や元気あつぷむらの展望室からみえる眺望、その眺望というのは、八溝山地や日光連山、那須連山がきれいに見える、山並み景観というものがあります。そうしたものを保全するのはもちろんですが、活用もしていきたい。当然よい景観は町としても形成をしていかななくてはならないと考えています。景観というのはすべて同じというわけではなく、地域ごとに異なる景観があります。ですから、地域の景観に配慮して計画を策定したいと考えています。

続きまして、良好な景観形成に関する基本理念についてご説明させていただきます。これは、景観法第2条に規定されているものです。①良好な景観は、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。②良好な景観は、適正な制限の下に地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等が調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。③良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。④良好な景観は、地域の活性化に資するよう、地方公

共同体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。⑤良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものである。と、このようになっていきます。この中で触れられています良好な景観の形成、保全、創出について高根沢町の景観計画は策定していくわけですが、今後新たな景観を創っていきましようということになれば、当然、地域の皆さん、事業者の皆さんと一っしょにやっっていかなければできないということになります。誰かがやればよいというものではなく、皆さんと一っしょにやっっていく、いわゆる協働の姿勢で行うことが重要になってきます。そして、保全するだけではなく、創出するということも書いてありますが、やはり景観というものは人の手が加わらなければ良い景観はできないということであろうと思います。ですから、皆さんと手を取り合っって良い景観をつくっていくことが必要になって参ります。

次に、国、地方公共団体、事業者、住民の責務ということで、これは景観法第3条から第6条まで書いてあります。国の責務としては、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、実施する、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する国民の理解を深める、ということになっております。国の責務が良好な景観に関する意識啓発ということで、かなり一所懸命行っています。良好な景観形成に関する支援として補助金もつけています。地方公共団体の責務としては、良好な景観の形成の促進に関し、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する、となっており、これが景観計画ということになって参ります。事業者の責務として、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努める、となっています。事業者が行う開発の規模というのは、大きなものがありますから、景観に与える影響も大きいということになってきます。最近では、こうした施策に協力していただける事業者も多く、また景観が付加価値を与えるということもありまして、協力をしていただけることも多いですし、そうしたことに協力していただかないと、良い景観は生み出されないということになります。住民の責務ということですが、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努める、ということになっています。それで、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとなっていますが、今後我々が皆さんに対して、景観に対する意識付けというのが必要になってきます。皆さん

が家を持っていらっしゃるのであれば、きれいな庭を造るということも立派な景観形成の1つですし、清掃活動もそういうことになります。こうしたことを普及させていくことは重要ですし、実践していただくことで高根沢の景観は立派なものになっていくものと考えています。

次に、景観計画の位置付けについて説明します。景観計画は、諸計画の中の1つの計画となっています。その1つが高根沢町地域経営計画2006という総合計画ですが、当然これと整合させてあります。また、開発等の方針を定めている都市計画マスタープランとも、当然整合を図ってあります。環境基本計画とも、現在は環境に対する意識も高いですし、良い環境は守っていく必要があることから、リンクする部分も大きいと思われるので、整合を図っています。その他、農村に関する計画、建築協定などとの計画や施策とも連携をしながら、進めていくこととなります。また、先程申し上げましたが、必要に応じて記載の内容の追加、見直しをして、変更していくこともあるかと思えます。

そのような中で、細かく言えば違う部分もあろうかと思いますが、高根沢町の景観特性を地形状況や土地利用状況によって大きく4つに分類しました。1つは、鬼怒川緑地ゾーンです。どこになるかといいますと、町の西側にある鬼怒川の河川敷ということになります。図で言いますと、景観計画案の9ページをご覧くださいればと思いますが、緑色になっている箇所がエリアということになります。鬼怒川をメインとした景観です。2つめが市街地ゾーンです。市街地ゾーンは、主に西部と東部にあり、宝積寺地区と仁井田地区ということになります。あと、南部に芳賀・高根沢工業団地というのがありますが、大きくは2つの地区で構成されています。当然市街地ゾーンというのは、道路や公園などの公共施設というのが整備されている地区ということになります。もちろん、住宅や工場などの建築物も集積した市街地の景観がメインになったゾーンです。3つめが、ほとんど黄色になっているかと思いますが、田園ゾーンです。主に町の中央部がメインになっていますが、ここに田園があって、農村集落が点在していて、平地林、牧場などの景観がメインになっています。4つめが、主に町の東側オレンジ色になっています丘陵ゾーンというもので、山林に囲まれて高い場所に位置している丘陵地域の景観を基本としたゾーンです。第1章では、どういう景観があって特性があるかを主に記述しているということになります。

第1章に関する説明は以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明のあったことに関して何かご意見があれば、ご意見をちょうだいしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

計画の基になります景観法の性格、位置付け、高根沢町の地形等による特性について、このような整理をしたということなのですが、いかがでしょうか。

【委員】

いいでしょうか。今回、高根沢町で景観計画を立てられるということなのですが、他の自治体でもこういった動きがあるのか、ご存知の方がいらっしゃいましたら教えていただけないでしょうか。

【委員】

栃木県で景観法による景観計画を作っている自治体として、宇都宮市、小山市、日光市、那須町、那須塩原市、足利市があります。那須塩原市は現在景観計画を作り終えて、4月1日から施行を始めます。足利市については、10月1日から施行することになっていますので、今日の時点で4つの自治体が景観計画を施行しておりまして、2つがその後施行する予定のところではあります。他に、佐野市が現在景観行政団体になっておりまして、景観計画を昨年度、景観行政団体になったのが平成21年3月31日でしたので、今年度から作り始めたところです。21年、22年で策定するというところで、県の方とは協議しています。

【委員】

全国的にはどうなのでしょう。

【委員】

全国的には、まだまだ市町村レベルでいえばあまり作っていないところではあります。栃木県は現在市町村が、今日現在、栃木市が合併になったので27市町で、そのうち6つの自治体で作られていますので、パーセンテージ的には全国レベルより高いレベルになっているといえます。たぶん、関東近県では神奈川県が一番進んでいるのではないかと思います。景観行政団体になっている数も多いし、景観計画を作っている数も多いです。全国的には、213の自治体が計画を作っているとのことではあります。

【委員】

やはり、全国的に景観計画を立てていこうという流れになっているのでしょうか。

【委員】

そうですね。景観法自体が、鎌倉とか京都など元々景観に力を入れてきたものが、景観条例というものを作ってきたわけなのです。しかし、市町村単位で条例を作っていくとなると、強制力が条例ではなかなか作れない。ですので、国が「美しい国づくり大綱」を作ったときにやらなくてはならないだろうということで景観法ができたということなのです。景観法ができたことによって、法に裏付けられた景観計画を作って、その運用として景観条例を作る。その条例の中で、罰則規定とか景観法の中にあるので、そういうものを基にして計画を進めるということになります。

【委員長】

よろしいですか。どうもありがとうございました。

他にありますか。委員からご説明いただいた県内の状況で申し上げますと、日光、那須、足利は歴史的なものや自然的なものに基づいた、いわゆる観光地的な要素の強いものですね。宇都宮、小山、足利、佐野は、市街地というか都市景観が中心ということではないですが、そちらにウェイトがあります。ですから、高根沢町の形態としては農村を主に計画の対象とした取組みといえなくもないですね。

【委員】

1つだけ伺いたいのですが、よろしいですか。

「景観計画とは」に書いてあるところで、グリーンで書かれているところがありますよね。その中で上から5番目に「地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができる。」という柔軟という言葉と、最後の建築基準法の規制緩和、これに興味があるのですが、これはどういうことを意図して書いてあるのでしょうか。一般的に景観を保全するということは規制ですよ。緩和ではないのですよね。規制をかけることが重要になってくるのではないのでしょうか。緩和というのはプラスにならないのではないのでしょうか。

それともうひとつ伺いたいのですが、1ページの中で田園、里山、牧場など例に書いてありますが、3ページに景観特性の中で、鬼怒川の河川敷のことが一番目に出ていますよね。1ページには出てないんですよ。これをどのように整理するのか。田園景観が主とっていながら、最初に鬼怒川河川敷が出てくる。ちょっと気になるんですよ。

それと気になったのは、こちら側から鬼怒川を見た場合に、鬼怒川の桜がありま

すよね。それは、行政区域が違いますよね。それでお聞きするのですが、宇都宮も区域に入っているのでしょうか。あるいは宇都宮市の景観計画の区域の中できちんと踏まえて協議されているのかなど。景観というのは狭い領域の景観と広い景観とがありますから、日光連山というのはここでも謳っていますように、借景としてはかなり大切な位置を占めていると思うのです。この辺の区域の際をどう考えているのかをお聞きしたい。

【事務局】

ただいまの委員のご質問についてお答えいたします。

まず、条例で規制内容を柔軟に決めることができるようになってはいますが、橋本委員がおっしゃられたように、基本的にはまず規制が強くなるというのが原則としてあるのは事実です。ただ、ここにあるかどうかわかりませんが、歴史的な建造物であって建築基準法の建ぺい・容積率に違反している場合、何か直したいというときにできないことになってしまいます。ですから、そういう場合には規制緩和ができるということであって、基本的には規制強化ということになります。

2つめのゾーンのことで、ゾーンをたまたま西側から順番にゾーンを紹介していったものですから、3番目に田園がきているのですけれども、確かに田園がメインなのだから最初に田園が来るべきというのはご指摘のとおりではないかと思えますので、その辺は必要に応じて修正すべき点かもしれません。

3つ目の、河川景観について謳っていないではないかということなんですけれども、こちらについては景観計画案の中に鬼怒川が流れていることの記述があるのですが、確かに特性の中に河川を書いていないので、その部分を書いておくことで後へのつながりが出てくることになろうかと思えます。

【委員長】

最初の方の規制緩和というのは、もしあればというお答えだったのですが、具体的には想定しているということでしょうか。

【事務局】

いえ、決まっているというのではないと思われるのですが、ただ後であったと言うわけにはいかないのです。

【委員】

私はいろいろずっとやってまいりまして一番困ったのは、大規模小売店舗なんで

すよね。私も大規模小売店舗の会長をやっているんですけど、最終的には決めることになるのですが、田園の中に店舗が決まって看板がポツンポツン立っていってしまう。議論はしていきますが、全体としては規制強化というよりは利便性が優位になってしまう。ですから私個人だけでは抑えられなくなってしましまして正直、戸惑ったわけなんですね。

開発の規制でも、コンビニエンスストアとか申請が上がってきてどんどん建ってきていますよね。あれは、農村景観というわが国のすばらしいものの中にポツンポツンとあることに抵抗を示してきたのですが、これも覆されてしまったのですね。だから、どうしても規制緩和という言葉が気になるんですよね。私もいろいろなまちづくりに係っていますが、地区計画をかけるという場合には、いわゆる一貫的な法律の強行性を優先し、個人的な感情を入れられないようにしていますから、規制を強化するということに対する抵抗は非常に強いわけです。ですから、合意を図ろうとしてもなかなかできない。景観行政については、法律ですから強いと思うんですよね。とはいってもなかなか難しいとは思いますが、でも規制緩和というのはちょっと気になるんですよね。

【委員】

ちょっと、いいでしょうか。

建築基準法の規制緩和というのは、景観法の19条に景観重要建造物の指定というものがあるのですが、景観重要建造物に指定されますと、建築基準法は古い建物について新たな建築行為をする場合は、今の基準法に合わせるというのが前提になっています。そうすると、古い建物を今の基準法に合わせようとする、今の良い景観を保てるかどうか保障できない場合があります。そういう場合を勘案して、基準法の既存不適格という部分である程度前のままでよいだろうという内容をとれますよということなんです。ですから、建築基準法で言うと、建築行為があったときに直さなくてはならない。直さなくてはならないからといって古い建物を直そうとすると、根本的に難しい面もある。そういう場合に、建築行為はするけれども、その部分は直さなくても良いですよという内容を含んでの規制緩和という感じだと思います。

【委員長】

この緑で囲ったものは景観重要建造物に関するものと限定されてますから、委員

のおっしゃるように、それ以外は景観方では規制の方向で行くという場合が多いと思いますので、そういう限定的なこの表現でいかがでしょうか。

【委員】

はい。委員長がおっしゃられるのであればそれでいいと思います。

【委員長】

それからもう1点指摘いただいた区域の話ですが、確かに鬼怒川緑地ゾーンは、町から眺めた場合、対岸の宇都宮市が主たる視線対象になるので、多少宇都宮市の景観計画で、見えるゾーンがどういう位置づけになっているのかを参照にしたうえで、それと整合をとるようなことを配慮しておいた方が良いのではないかと、私は感じたのですが、そういう対応はどうでしょうか。

【委員】

私が都市計画区域を指定したときに、どこら辺を指定するのかというのがありましたよね。例えば、借景である日光連山の、山の向こう側はこちらからは見えないので、まあこの辺にしましょうということで都市計画区域を決めた例はあるんですよ。際というのは非常に大切だと思うんですよ。その辺を念頭に入れて、採用してもらえればよろしいのではないかと思います。

【事務局】

次の章に書いてあるのですが、景観計画の区域は高根沢町全域とするとしています。日光連山というのは当然日光市のもので高根沢町ではありませんから、山の眺めの景観を保全するといっても、我々の領域のものではありませんので、当然規制はできません。ただ、高根沢町にあるもので、山並みが見える目の前に鉄塔が建つとなれば、それはやはり眺望を害するのではないかと考えますので、そういったものについては、できるだけ阻害しないようにする方法は作れるのではないかと思います。保全はできませんが、眺望の確保はできると考えています。委員長が先程おっしゃられた宇都宮市の景観計画との整合性というのは、確かに我々も見えていないのかなと思います。ただ、宇都宮市の景観計画は宇都宮市のもので我々がどうこう言えません。少なくとも我々の町にある景観についてはこうだという姿勢を見せていかななくてはいけないのではないかと。町内についての規制できるが、町外については我々そうであってほしいと願いますが、それは別の景観行政団体の施策ということになります。

【委員長】

それでは、他にいかかでしょう。

【委員】

景観計画案の4ページの特性なんですけど、2章にいつての図1でこのゾーニングですか、どう考えてゾーニングをしたのかちょっとお聞きしたいのですが。

【事務局】

ゾーニングですが、まず鬼怒川については基本的には鬼怒川の河川敷ということになっているのですが、これは景観計画案の中の5ページを見ていただければと思うのですが、鬼怒川があつてその河川敷の東側をメインとしています。

【委員】

ごめんなさい、そういうことではなくて、そこでいうと高根沢町の景観特性というのがあると思いますが、その景観特性という切り方でいつて、これはおそらく河川敷がメインになっているのですね。これを河岸段丘まで入れるとなると違うのではないかなと思うのです。景観特性の分類でいつると、宝積寺の河岸段丘まで入れて一体で議論した方がいいのかなと。ただ、最後に規制という話しになった場合には、こちらの方がいいのかなと。そういうのに配慮されているのかなとは思っているのですが、どちらかといつと景観のまとまりという観点では、河岸段丘までまとめて議論した方がいいと思うのです。

それともうひとつは、反対側なんですけど、これは水路で決めたのですか。

【事務局】

水路で決めています。

【委員】

市の堀ですね。なるほど、山際のところ切っているということなんです。そこは集落も入っていますから、そこまでのイメージということなんです。こつちはこれでいいと思うのですが、鬼怒川のところの切り方がこれでいいのか、何のためにゾーニングしているのかをちょっとお伺いしたい。

【事務局】

委員のお話についてお答えさせていただきます。河岸段丘まで鬼怒川緑地といつお話しだつたのですが、そこを田園にしているのは、ここの田んぼで作られるお米といつのは高根沢で一番おいしいお米がとれる区域なのです。ですから、ここを田

園から外してしまうと、自分たちのところが一番おいしい米を作っているのということになりますから、ここは田園でなければというのが我々の考えです。どれで、田園にしています。

【委員】

私は景観のまとまりという面で、景観特性で行くなら一体の方がいいかなと。確かに、土地利用であれば田園の土地利用なんだろうが、あそこは稜線なんですよ。稜線を通る人たちに対して高根沢って何というのを記号付け一番しやすいところではある。縦のほうのつながりの流れと横とを考えたときに、どういうふうに踏み出すか。

ただね、それをやると難しいのは、何らかの規制をかけるとなると、こっちの方がいい場合もあると思うのです。やり直さなくてならない可能性もあるからです。ただ、景観特性のまとまりとゾーニングのまとまりは違うということをよくお考えいただければ良いと思います。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

これはそうすると、町としては土地利用を優先してゾーニングを考え、委員からは景観としてのまとまりといいますか、ひとまとまりの景観として捉えたときには、稜線沿いについて言えば、中央部の田園ゾーンという扱いとは違うのではないかと、ただ最終的には景観の規制がどういうところになるのかというところに関係してくるのかとは思いますが。

【委員】

どちらかというとなら景観のまとまりということでテーマといいますか、ここはこういうテーマで行きましょう、課題はこうですよというふうにくくっていく方がいいのではないかと考えているのです。まあやり方はいろいろとありますから、先の見通しをつけながら、ということなんだろうけど。

【委員】

区域というのはダブってはいけないのでしょうか。きちっと分けなくてはだめなんじゃないでしょうか。

【委員】

通常、明確に分けて何とかゾーンというふうに分けてやっているのです。それは

おっしゃるように、土地利用と地形があるのですよ。それを一義的にやっているのです。やり方を見ますとね。

【事務局】

とりあえずという言い方はおかしいかもしれませんが、ここの部分はかなり難しいところなのですね。例えば、砂部工業団地は市街化区域だから田園ゾーンではないではないかということになってくるのですが、確かにそうですが、私どもの考えでは、田園の中にポツンとあるというイメージなのです。麒麟もそうなのですが、市街地に等しいですが、あえて田園に入れているのはそういうことなのです。

【委員】

そういえばそうなんでしょうけど、こっちはね4号線が視点場なんですよ。あそこをどうしようかということに対して、高根沢って何というのを表現するものがあると思うのです。何をテーマにするか、というところから切っていくということなんです。

【事務局】

確かに委員のおっしゃるとおり、私もそうだなと思うところはあるのです。ただ、やはりここは一番良質の水田を持っている地区でありますから、そういう考え方をしているのです。

【委員】

物理的に言うと、鬼怒川緑地ゾーンというのは田園という要素が入らないのではなくて、こちらには田園があって、こっちには川があって、こっちには河岸段丘があります、という定義の仕方をすればいいのではないかと。田園ゾーンの平らで散居村的田園の景観と、鬼怒川を抱えて河川敷の入った景観というのはちょっと整合取れないということではないのです。ただ、それをどう表現しますかというのを先に持っていないというのはあるかなと。

【委員長】

そうしましたら折衷案として、町の考えとしてはあそこも同じ米どころである、町の中央部の散居集落的な田園と共通性は高いという主張を尊重するのであれば、田園ゾーンはこのままにしておいて、それを更に散居村的な部分と国道4号線沿いということにして、次の段階でもう少し内容をつめてもらえればと思います。

【委員】

鬼怒川緑地ゾーンという名前でない方がいいかもしれませんね。

【委員長】

これは今後の検討事項ということで、時間も限られていますから、次へいってもよろしいでしょうか。

それでは、「第2章 景観計画の区域」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「第2章 景観計画の区域」の概要についてご説明させていただきます。先程もちよつと説明しましたけれども、景観計画の区域というものを定めます。景観計画の区域というのは、高根沢町では田園があったり、山があったり、建築物の景観があったり様々な景観があるということで、全域で景観計画の区域を定めることにしたいと考えています。それで、先程議論をしましたゾーンについては、4つのゾーンに区分させていただければと思います。

2つめが景観計画重点区域です。景観計画区域の中でも個々の地域の特性にあわせたもので景観計画重点区域というものを定めていきたいと考えています。ただ、我々が勝手には決められませんから、皆さんの話しあいの中で合意形成をしていって、その中で良好な景観形成に取り組んでいきたいという区域があれば、景観計画重点区域というものに位置づけていきたい。当然そうなれば、規制内容も変わってくるということになります。景観計画重点区域をどうやって選ぶかということですが、1から4までのいずれかに該当すればということで考えてみました。1つめが「高根沢町の景観を代表する建築物などがあること」、2つめが「住民が、自らの地域を誇れるような生活環境、景観形成づくりを目指しており、住民の協力が得られやすいこと」、3つめが「豊かな自然景観の保全が必要であること」、4つめが「その他、景観向上のために重点的な整備が必要と考えられること」の4つとしています。現在のところ景観計画重点区域というのは選定していませんが、我々としては、皆さんと景観意識の普及啓発若しくは対話をしながら、1つでも多くの景観計画重点区域を作っていきたいと考えています。2章については、以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

4つのゾーンについては先程と同じなのですが、重点区域に関しては、今後の計画策定後の、あるいは策定途上での普及啓発を含めた形での取り組みでということでしたが、見通しとしてはどうなのでしょう。

【事務局】

景観計画重点区域というのを我々は選定したいとは思っています。本来であれば田園をメインに出していますので、田園ゾーンの中からと私どもは思っていますが、なかなか今の状況ですと難しいかもしれません。ただ難しいからといって前に進まないのではなくて、第一歩を踏み出さなくてはならないということなので、今後の景観計画の普及、意識の啓発ということを、これは我々景観の部署だけではなく、環境とか食育とかいう部署があるのですが、そういったところと連携してやっていかなければ難しいだろうと思います。

それと、ちょっと蔵広場とか宝積寺駅周辺地区があるのですが、町がほとんどもっているのをやろうと思えばできるのですが、ただ我々だけなので特段区域にする意味があまりないので、もう少しエリアを大きくして、できるだけああいふ雰囲気の景観をもう少し敷衍させていく方向をできるだけ進めていきたいとは考えています。他にも、鬼怒川にもたくさんありますけど、少しずつ皆さんにお話しをしていって、いいものがあるということを知っていただきたいと考えています。

【委員】

今年1年は、重点区域を選定するという考えはないということですか。こういう制度がありますよ、こういう部分ですよというところで止めておいて、今後熟度が上がってきたところから区域を設けるのか、今年中にそういうものが入ってくるというものなのか、そこのところどんな感じなのか。

【事務局】

今のところ、計画の中には重点区域を書き込むという予定はないです。ただそれではなんなので、候補地というものはたくさんあるんだよということを、例えば地元で説明会をするというときには、皆さんの地域にはこういったものがありますよねと話をしていって、そうだと思っていただければ、じゃあこういう景観についてどのようにしていくべきかを、キャッチボールしていかななくてはならないのだろうと思うのです。

【委員】

では、重点区域について2章の2で、こんな地域がありますと書いてあって、3章以下は、景観計画区域はこうですという議論ですね。

【事務局】

はい。候補地については、これ以外ないのかということにもなるので、我々都市整備課ではリストアップはしてあるのですが、当然皆さんの中ではたくさんあると思いますので、我々としても皆さんとたくさんお話し合いをさせていただきながら、手を挙げていただくことをお待ちしているというような状況です。

【委員長】

よろしいですか。他に何かありませんか。

それでは意見がないようですから、「第3章 良好な景観の形成に関する方針」について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

続きまして「第3章 良好な景観の形成に関する方針」についてご説明させていただきます。こちらの概要の方を見ていただければと思います。

我々、今回景観計画を定めるにあたっては、目標を定めてその目標から方針へと展開させていくという方法を採用しています。そして、ゾーン別に沿った別な方針というものを定めています。ですから、うまく景観形成できるようにしていきたいと考えています。

まず、目標ですが、目標1は「自然風景、点在する農村集落、田園を守り、後代の町民に継承する。」とさせていただきました。これはやはり田園がメインですから、目標1はそうさせていただきました。

2つめが「美しい眺望を確保するとともに、活用する。」としました。これは先程から話しがありましたが、高根沢には山並みが見えるところがたくさんあります。ですから、借景なので保全はできませんが、眺望点を確保することは可能であろうと思いますし、当然そういう眺望点の目の前に鉄塔を制限することは可能だろうと思いますし、またそれをもっと活用して皆さんに知っていただく必要があらうかと思ひます。

3つめが「落ち着いたのある市街地を形成し、保全する。」ということです。現在市街地については、個々に開発をしたり、我々も土地区画整理をしたりとかしていま

すけど、駅周辺もその1つですけど、そういったものをこれから形成していかななくてはならない。形成したところについては、保全していかななくてはならないと考えています。

4つめが「町民・事業者・町との協働によって、良好な景観を形成する。」としました。これは当然のことですが、我々だけではできませんし、我々が何もしなければできませんし、もっといえば事業者の皆さん、町民の皆さんが主体的にやっただけだと、良い景観を創り、守っていくということにつながっていきませんので、我々としてはそういうことを推進していきたいと考えています。

こうした4つの目標を掲げまして、次に景観形成の方針ということで、4つの景観形成の方針を定めています。

1つめは「田園や自然、点在する農村集落などの景観の保全・育成」、目標2が展開して「八溝山地、日光連山、那須連山などの眺望景観の確保と視点場の形成」、目標3が展開して「魅力ある市街地の景観形成」、目標4が展開して「景観創造への意識啓発」という方針を掲げています。

全体としてこういう方針を掲げていますが、ゾーン別にも方針というものがありましてここに書いてあります。

鬼怒川緑地ゾーンですが、「美しい河川景観と清流を保全する。」としていますが、こちらは自然風景、点在する農村集落、田園の方針とリンクしています。次に、「日光、那須連山などの雄大で奥行きのある眺めを確保する。」としていますので、こちらは眺望とリンクしています。次に「町民と連携した清掃活動などを推進する。」としていますので、こちらは景観創造への意識啓発とリンクしています。

2番目市街地ゾーンですが、「地域特性を活かし、生活拠点としてふさわしい統一感と魅力ある市街地景観を形成する。」は、魅力ある市街地の景観形成とリンクさせています。「緑化を推進し潤いのあるまちなみを形成する。」については、魅力ある市街地の景観形成及び景観創造への意識啓発とリンクさせています。

3番目の田園ゾーンですが、「広大な田園や河川、牧場などの豊かな自然景観を保全する。」は、自然風景、点在する農村集落、田園の方針とリンクさせています。「点在する農村集落や歴史的建造物などを保全する。」は、自然風景、点在する農村集落、田園の方針とリンクとしていますが、最終的には景観創造への意識啓発ともリンクすることになると思います。「人々が代々営み、親しんできた生活文化を継承する。」

というのは、自然風景、点在する農村集落、田園の方針及び景観創造への意識啓発とリンクさせています。

丘陵ゾーンですが、「優れた緑地景観を確保するため、里山を保全する。」は、自然風景、点在する農村集落、田園の方針もそうですが、現在、里山を保全する活動もしているので、景観創造への意識啓発とリンクさせています。「八溝山地、日光連山、那須連山などの眺めを確保する。」は、眺望と連携させています。

以上、良好な景観の形成に関する方針をこのように定めたいと思います。

簡単ですが、説明を終わりにさせていただきます。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

それでは、何かお気づきの点、ご意見等がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

【委員】

今日、町内をざっと見てきて、やはり眺望景観一番見所なのかなと思いました。あとは田園ですね。1つは、先程委員がおっしゃいましたが、眺望景観のある田園の中に大規模な店舗があり、工場もありますが、あれ今むき出しなんですよ。少なくともここは、委員長おっしゃったように散居集落で、周りがみんな屋敷林なんですよ。そこで、その手法を使って、大きな建物が来た時は、高さとか何かとかありますけど、周りの緑を入れたらどうかと。今までの地元の人たちもやっているのでしょうから。新しく来た人が大きな建物を作る時にはやってもらうことは、眺望景観を形成しているところのひとつの手法だと思います。

それと、東京電力さんがお見えになっていますけど、鉄塔が網目とか赤白になっているんですよね。それを塗り替えるといっても、いろいろ法律的なものもあるでしょうし難しいとは思いますが、色をちょっと変えただけでもかなり違うと思います。ただどういうタイミングでやればいいのかというと、すぐには無理でしょうけど、鉄塔の色をどうするというのはひとつの議論の対象だと思います。これは日本のいろいろなところでやっていて、山手線のグリーンではなくブラウンの統制ですね。あれは周りの緑と調和しているのです。あと、大規模構造物の色というのは、周りとの調和、バランスというのが入ってくるのかなと。そうしないと、長期計画というのが大切ですから、それを具体的にどうするのか。

【委員長】

はい、大変大胆な提案ですが、特に最初の件で、事例というのがありますか。

【委員】

そういうのがありますよ。どういう高さのどういう規模のものがきたというときには、この周辺は緑化をするようにと入っているのが。そんなに難しい話ではないと思いますよ。

【委員長】

敷地レベルの緑化というものですか。

【委員】

そうです。建物を建てたら、周りに木を植えるというものです。

【委員長】

強制的な対応方法と考えられますね。

【委員】

そうですね。そういうルールを作っていたらどうかと。その事例で一番いいのは、小山市の50号線に道の駅を造りましたよね。その市長さんが、自分の建てた道の駅の建物は立派なものだから周りに木を植えなさい、と言ったのです。確かに遠くから見ると具合が悪いんですよ。

【委員】

開発行為などでは、工場はきちんと緑化をやっているのですが、小売店舗はやっていないのです。先程おっしゃっていたのに駐車場もあるでしょう。駐車場の中に木を植えてください、と言ったのですが、管理するのが大変で嫌だと。若い主婦の方が、遠いところから子供連れて店まで歩いてやってきてときに、真夏では辛いですよね。そういうことをちょっと考えてもらえないかなと思ったのですが、いろいろ問題があるということで実施されないですよ。こういうことは、何か条例でも定めてもらえたらいいのかなと思うんですよ。

【委員】

今日は委員もいらっしゃっているから、これはぜひ建築家の人と考えてみたらいいのかなと。丹下さんは、自分の建物の周りに木を植えるな、と言ったのですが、そういうのがあるのです。田園の中に入っていくときの人口構造物と、都市の中のミクロな街路とでは違うと思うんです。それと、いくら良い建築でも建物は劣化し

ていきますけれど、緑は育っていきます。田園の中に行くと、そういうバランスというのが、いい感じになっている。そういう議論を大いに、委員長を中心にやっていただいて、田園の景観というのをどう造っていけばいいのかを。

【委員長】

本来、建築に携わる方が周りと環境を読み取って、それと調和するようにデザインすれば木を植えるなどということはないと思うのですが、建築レベルで仕事をするというのが原則とは思いますが、高根沢のようなところで、いきなり都市と農村部が出会い頭の部分がかなり近いところでは、建築デザインだけでは処理しきれないというところはあると思います。目隠しとしての植栽というのは、建築家としては要するに。

【委員】

良しとしないところもありますよね。見せたいのですから。ですけど、遠景が景観の対象物として捉えていくといいのではないか。土木では結構ありますよ。展望台とか作ったときに、木を植えて視点場を見えないようにするのです。これが一番安いやり方ですから。あとは、見えないような場所に動かしてしまうというのがありますけど、対象物を隠すというのが良いのでは。

【事務局】

委員からのお話しがあつた件ですけれども、緑化は一般的に景観を良くする一番早い方法だと思うので、こちらについてはできるだけ皆さんにお願いはしたいと思っています。

東京電力さんのことですが、確かに赤白というのは見た目としての議論はあろうかと思いますが、ですが、いきなり赤白を直してくださいというのはできないと思います。でも、事業者さんは、景観というものに関心を持っていらっしゃる。というのも、自分たちも景観を構成する一員という意識をかなり持っていらっしゃいます。本日は、東京電力、NTT東日本、JR宝積寺駅長の方々がお見えになっていらっしゃいますけれども、お話しをしますと決して協力をしないということではない、ただ、いきなり全部を直すことはできないわけです。ですから、何かしらやるときにお話し合いをして少しずつ変えていくしかないと思うのです。景観については、委員の方々もよくご存知だと思いますが、5年、10年ではできないものです。どんなに短くても20年、もっといえば50年かかっている、そういう

ケースも多々あると思うのです。ですから、ここで重要なのが事業者の方に、計画に対する周知期間を設けて説明をさせていただいたうえで、事業者の皆さんに協力していただき、少しずつ直していくことだろうと思います。いきなり直しなさいということになれば、反発を受けることになりまして、景観に対するイメージも悪くなってしまうことから、最初はできるだけ緩やかな規制にしていきたいと思っています。

【委員長】

せっかくですから、今のことに関連して、社内での議論や取組みについてちょっと紹介していただけないでしょうか。

【委員】

東京電力管内においてもいろいろな自治体で条例や計画を作っているところがございます。中には、もうとても無理ですというような一案を提示されたところもございました。例えば電柱ですが、10m以下にしなさいとかありましたが、とても今の状況では送電できないわけです。あとは、電柱を全部茶色にしなさいという内容を一案として出されることもありますけど、最終的にはこちらの電気事業者というのは、皆様方に電気をお送りするというのが使命ですので、そういったところをご理解をいただきまして、現在でも県の計画に則った方法でご理解をいただいているというのが実情です。

先程、委員より鉄塔のお話がありましたけれども、実際、今のところ鉄塔に関しては、既存のものを移動したり、色を塗ったり、毀しなさいというのはきていませんが、我々こういうところに出席させていただいているというのは、これからは、設備ですね、今はちょっとこういう経済状況ですから設備を造るところはありませんが、そういったところにも事前に景観計画でここをとるところになるべく設備を造らない方法もできますので、そういった面では大変助かっております。今までは、我々の管内ですと、行政の方ですとかこういう会議を通じて対応いただいていますので、逆に助かっております。

【委員長】

委員、いかがでしょうか。

【委員】

まず、ご理解いただきたいことは、電柱が立っていますが、あれは必ずしもNT

Tの電柱、東電さんの電柱ありますけど、それぞれがそれだけに使っているわけでは決してないのです。例えば電柱にしても、1本立っていれば共用したり、あるいは自治体さんの放送ケーブルを引いたりといろいろな役割をしておりますから、無駄なものを造らないようにしています。増えすぎている、無駄にあるということはないと思います。

それから、今後どうしていくかということになりますが、県内いろんな取組みがありますが、例えば市の中心部では、都内は進んでいます、地中化というものがございまして。共同溝というトンネルみたいなものに、ガス管や水道管、電力線、電話線を埋めてしまうというものです。こういうことを、行政と事業者が分担をして、なるべく景観上も良いし、非常に安全にもいいわけです。地震などあったときには、そういうことを順次進めていくような方法を1つとして行っております。県内では、全国にはない独自の計画で、5年計画でしょうか、順次進めております。

あと先程お話のありました、色を変えれば良いのではないかという意見がございましたけど、県内では確か国立公園内がありますので、国立公園は環境省のいろいろな規制があって順次進められていくと思いますし、そのときに通常の大量生産をしている色の塗っていないコンクリート柱に比べますと多少お金がかかるんですけども、そういう負担をするということも行っています。いずれにしても、私どももこういう場にお呼びいただいているということは、積極的に参加しながら取り組んでいこうと考えております。一方で、今は電線を引いたりする場合に、東電さんの話しで10mの話しがありましたが、あまり低くしますと、車が引っかかって交通事故になったりしまして、危険ですし、県内でも発生していますから、安全面での調和を考慮していただければと思いますので、それぞれのゾーンと生活との調和が取れるかというところだと思っております。

それと、私の仕事を離れた部分で申し上げますと、私どもの電柱が立っていたりすると、勝手にどんどんいろいろなものを貼っていったりしまして、いわゆる広告とか看板とかですね、そういうことも結構あったりするんですね。ですから、景観というものは、構築物だけでなく、もともとない方が良いものといえますか、そういうところについても大切ではないかと思っております。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

あと、せっかくですから、直接今回の協議では言及はなかったのですが、JRからちよつ蔵広場での町との関わりというものもあろうかと思しますので、よろしくをお願いします。

【委員】

管理面では、ちよつ蔵広場で役場さんの方と、今はTMOの方とも協力をさせていただいている状況です。私は思うんですね。駅とちよつ蔵広場は兄弟みたいなものですから、PRをしていこうと思っているんです。あと、あそこ清掃していただいているのはアクセスの社員ですけれども、その方といっしょにゴミを拾うなどの清掃をさせていただいております。とにかく建てていただいたわけですから、大変お客様から評判も良いですし、今は高根沢町の新しいシンボルということで、そこを利用する者の一人としてきれいに使おうと考えています。

あと、若干話しが逸れるんですけど、20年ちょっと前に民営化された以降、ここでは仁井田の駅なんかは、簡単に言えば日勤で常勤の者がいなくなってしまうということで、昔の仁井田の駅なんかと比べると、若干昔と違うなど。簡単に言えば人が手間暇かけていないなど。昔と違うなどという感じですね。一番思うのは、高根沢高校との境に100年くらいの桜があるんですね。あれはかなり傷んでまして、私みたいな者にとっては、あれをちょっと少しでも手を加えて、もうちょっと長生きさせなくちゃいけないかなと。私たち、鉄道関係は、今人手があまりなくて線路際、昔は草刈をしてきれいにしていたんですけど、今は雑草中に線路があるという感じなんで、申し訳なく思っているんです。できる限り、田園地帯を走る鉄道ということで、役場と力を合わせて、これから魅力ある鉄道を作っていきたいと思っております。

以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

そうしますと、委員の提案については、無理のない範囲で意欲的に書き込んでいただき、いろいろと調整のほうを進めていただいてという形でよろしいですか。

【委員】

ええ、いいと思いますよ。

【委員長】

ありがとうございます。他にありますか。

【委員】

それでは、先程広告の話をしましたけれど、いわゆる広告みたいなものの規制条例というものを作られているところは、今あるのですか。

【委員】

それでいくと私ももうひとつあるのですが、一番問題なのは、屋外広告物のほうでいくと、のぼり旗ですか。今日も元気あつぷむらにもいっぱいあったでしょう。あれは規制できないんですよね。あと警察もそうなんですよ。橋の上とかにある。交通とかののです。選挙だったら違反なんですけど。あれ、ほんとに嫌ですよ。

【委員】

のぼり旗はまずいですよね。

【委員】

ですから、あれをどうやったらコントロールできるか。根気でもってやるというのがないと、手の打ちようがないですね。一番困るのは、日光の時は、ガラスありますよね。ガラスの外側貼ると規制できるのですが、中側から貼る。そうすると、屋外広告物にならないのです。勝手にしようとなると、うどんが500円なんかだーっと窓ガラスに貼られている。ああいうのどうやってコントロールするか、もうちょっとソフトをというか。最終的には磨きこむのは地元の方というのを入れ込んでいかないといけませんよね。

おっしゃるように、貼るほうも悪いですけど、一番悪いのは市町村です。市町村の方がいろんなものを貼って、いろんなものを汚くして、あるものの半分くらいは行政がやっているもので汚いのです。

すいません、余計なこといいまして。

【委員】

うちでは貼られると定期的に巡回しまして、みんなで剥がすんです。

【委員】

地中化のことで、BOXがたっていますが、あれはどこの管理なんですか。

【委員】

あれはですね、市もあります。

【委員】

最初の頃は不都合なこともありましたけど、最近ではみんな気にしていますから。

【委員】

あれは共同溝ということになっていますから、整備が県とか市がされるんですね。それをお借りして、準備してその中にしまっているという形ですね。

【委員】

あれ、ポスター貼るのにちょうどいいですよ。

【委員】

ちょうど人の高さですしね。

【委員】

そうなんですね。

【委員】

あれをまちの活性化に繋げているところもありますよね。

【委員】

確かに、電柱がなくなるとすっきりしてですね、こんなに空が広がったなどそういうふうに見えるといいますか、空間ができますから、これをどう使うかということですね。事業者としては、この方が保守管理しやすいですし、安全上も非常に良いと思いますが、ただ、全部そうできるかというのと、下に何かあるかという問題もありますので、先程最低5年計画ぐらいを作っていって、順次収納していくことになるかと思います。

【委員長】

はい、他にいかがでしょう。

【事務局】

先程、屋外広告物の話しが出たのですが、今後計画の中に記述として載せるかどうかについての話しがありましたのでお答えしたいのですが、屋外広告物に関しては、高根沢町域内は栃木県屋外広告物条例を運用していくこととします。運用の範囲の中でも、委員がおっしゃたように、条例の運用が重要視されているのかというのは、疑問を感じる部分もあります。ですから、まずはそこから始めていかななくてはならないと考えています。ただ、やたら屋外広告物がだめだということになってしまいますと、市街地の中にある程度あるものも市街地景観だという意見もあるか

と思いますし、活性化にもつながっているところもあるかと思いますので、今は県の条例を遵守していきたい。ただ、町民の中から屋外広告物を規制していくべきだ、自分たち独自の条例が必要だという機運が高まってくれば、これは当然我々としても考えていかななくてはならないだろうと思います。しかし、現在の県の条例というのは、委員の方が詳しいと思いますが、かなり厳しいものですよね。他の県からすれば、何でここまでというものらしいです。ですから、まずは今の条例を運用していくというところからだというふうに考えています。

【委員長】

はい、ありがとうございました。景観条例の方に関しては、こういった予定になっていますか。

【事務局】

景観条例に関してなんですが、スケジュールの方を見ていただければと思うのですが、現在、景観計画というものを作っていますが、計画だけでは手続き等が分かりませんから、当然これに併せて作っていくことになるのですけれども、条例はできるだけ並行して作っていきたいのですが、予定では23年度中には議会に上程して、議決を得たいと考えています。その中で、届出の対象であったり、記載する内容であったり、様式といったものを条例の中で決めさせていただいて、計画と条例がセットになりませんかと運用できませんので、そのような形で行っていきたいと考えております。予定では平成24年1月1日から運用開始したいと考えています。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

屋外広告物に関する話も出たのですが、せっかくの機会ですから、今日は主に話題がなかったのですが、都市景観、方針がですね、落ち着いたのある市街地をというのが書かれているのですが、ひとことコメントをお願いします。

【委員】

割と話題に屋外広告物は出やすいのですが、非常に難しい部分だなとは思っています。先程のぼりのことが出ましたが、この領域になってしまうとモラルの問題になってきてしまうのではないかと思います。実質、貼り紙にしても何にしても、条例上はだいたい禁止していますので、それではそれを完全にやめさせられるのかという難しい部分になってきてしまうのかなと思います。ただ、例えばヨーロッパなんか

でもサインに関する議論という、そこに住んでいる、利用している人たちが自ら進んで、景観に合うように自分たちのサインを規制したり、デザインしたりしているのがあるので、単に規制をしたから守ってくれるのかということそうではないのかなと思います。理想的には、何年先になるか分からないですけれども、そこに住んでいたり、利用されている方々が、自ら景観に合ったデザインをしていくことになれるような取り組みというのが、どういうふうに作っていいのかを議論に入れていただけたらと思います。

【委員長】

遠路はるばるおいでいただいたのですが、いろいろな取組みを伺って、高根沢町の市街地景観をどのようにしていけば良いかということについて、どのようにお考えですか。

【委員】

参席させていただきながらまだまだ不勉強なところもありますが、宝積寺駅・ちよっ蔵広場を担当させていただく中で、町の方とか役場の方もそうですが、町長始め、まるっきり高根沢町を良くしていこうという気持ち強いことは、前から十分存じ上げていました。こういう機会に参加させていただいて、今日、こういった計画案というのを拝見させていただいているのですけれども、先程、委員からもありましたように、割と具体的な方法はいろいろとあると思うのですが、例えば木で覆ってしまうとか、ある程度分かり易い方法といいますか、そういったものの方が住民の方とか、周辺地域の方にも伝える力が強いのかなと思います。私は、建築という仕事は、そもそも敷地というものを与えられて、そこに対する具体的な回答を作り出すという仕事にしていますので、これは計画なのでどこまで具体的にできるか分かりませんが、具体的で分かり易い何か提案みたいなものを盛り込めると、こういった計画が高根沢らしい計画案になるのではないかと思います。

最後まで意見をさせていただいて、協力させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】

せっかくの機会ですから、意見の方をお願いいたします。

【委員】

私どもは、先生たちのお話しをまったく初めて聞くような状況ですから、これか

ら勉強させていただきますが、我々住民として現在感じているのは、屋敷林のケヤキが伐採されていることです。だんだん大きくなって家にかかってくるのと、屋根の上に落葉がたくさん出てきて、掃除するのが大変ということになるわけです。それと、かなり立派なビルとかと同じで、まるっきり伐採されると、本当に変わったという領域に入ってきますね。まあこれ、個人のものでありますから、お互い迷惑している人もいますから、町としても我々としても苦情は言えないわけですが、ちょっともったいないなど。まるっきり景観が変わりますから。その辺の方法はということになるんですけど、何かで縛るといえるのはもちろん採れないといえるのは分かっているんですが、寂しい思いを近隣で思うので、何とかなればと思います。

【委員長】

いかがですか。

【委員】

今、委員が言われたこともさることながら、先程の赤と白の鉄塔の話が出ていましたけど、赤と白という色でもって建造物にペイントされたのありましたよね、何年前か前に。あれは私たちの感覚からすれば、これが私のトレードマークなんだと、強引にペイントした方おいでになりますけど、ああいうことができないような方法を探れたらいいなと考えています。以上です。

【委員長】

委員、どうぞご意見をお願いします。

【委員】

私は前年度まで担当させていただいてまして、現在私は調整区域の方に住んでいて、今日、委員のお話があったように、田園地帯のケヤキもですね、あと杉林もですね、切るような状況にあります。これについては、現在の後継者不足という点もあるのかと思います。こういう高齢化社会になってきてましてですね、管理ができない。そういう点もありますので、これは今回の景観計画の中でそういう点の重要性を住民に訴えていければなと思います。ですから、最初のまず第一歩かもしれません。しかし、将来的には、せつかく宝積寺駅周辺で市街地は起爆剤になりました。調整区域の中には、従来からある程度魅力がある地域があり、歴史もありますから、それをどういうふうにもって行くかというのが課題かなと思いますから、委員の方々にご協力いただいといるふうにしてあります。

【委員長】

3章については、今後またこのような機会があると思いますので、引き続きご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、時間も押して参りましたので、最後に次第その他と日程についてご説明をお願ひいたします。

【事務局】

今後になりますけど、今、第1章から第3章まで各委員の方々からご意見をちょうだいしましたが、こちらにつきましては再度内部で検討させていただいて、必要があれば修正して、再度皆様に審議していただければと思ひます。

次回につきましては、第4章の行為の制限について検討させていただきたいと思っております。行為の制限ですが、細かい内容が出てくるので、第4章だけということに進めさせていただければと思ひます。

次回の委員会につきましては、予定では5月の下旬頃にと考えております。ただ、現時点で5月下旬に都合が悪い日がもしありましたら、教えていただければと思ひます。何か都合の悪い日はありますか。

【委員長】

今日が年度末で5月が新年度ですから、まだ予定が分からないところもあるかと思ひますが。

【委員】

5月28日ですが、都市計画課長・担当者会議になっているので。

【委員】

私は、授業が木曜日は朝から入っているの、そこは外してほしい。

【委員長】

私も、木曜日はだめなので。あと第4火曜日でも外していただけないでしょうか。

あと、他にないですか。大丈夫ですか。事務局から何かありますか。

【事務局】

皆様からお話しいただきましたので、再度調整をしながら、日時を決めていきたいと思ひます。決まり次第、あらためてご連絡させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。私どもからは、以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございました。

他に、委員の方から、何か委員会の進め方について何かあれば検討いたしますが、よろしいですか。

では、本日は第1回目ということですが、活発にご意見をちょうだいしましてありがとうございました。第1章の意見が多かったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。

高根沢町景観計画策定委員会

議事録署名委員

議事録署名委員